

介護保険高額介護サービス費の支給遅延について

千葉市若葉保健福祉センターにおいて、本年2月20日支給予定であった介護保険高額介護サービス費について、支給が2月28日になる遅延が発生しましたので、お知らせします。

このたびは、多くの方に支給の遅延によるご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後、業務の適正な管理に努めてまいります。

1 事案の概要

介護保険の高額介護サービス費は、同じ月に利用したサービスの1割の自己負担の合計額が高額になり、一定額を超えた分を支給する制度。(原則として初回に一度申請すれば、それ以降は自動的に継続して毎月各対象者に支給する。)

令和5年2月支給分については、6区共通で2月20日(月)に支給すべきものであったが、若葉区においては、事務手続きの誤りにより、2月28日(火)に遅れることが判明したものの。

2 支給遅延件数および金額

- (1) 遅延件数 1, 834件(対象者1, 826人)
- (2) 遅延金額 26, 515, 938円(1人当たり96円~172, 775円)

3 判明した経緯

令和5年1月31日(火)に若葉区介護保険室から令和5年2月支給対象者1, 826人宛てに支給決定通知書を発送したが、2月20日に対象者のうち一人から振り込まれていない旨の電話があり、事務処理状況を確認したところ、支給予定日の設定に誤りがあったことが判明した。

4 原因

支出の事務手続きに当たって、支給予定日を2月20日と設定すべきところを、誤って2月28日としてしまったため。

5 支給対象者への対応

2月21日に対象者全員に支給日の遅延について記したお詫び文を発送した。

6 再発防止策

支出の事務手続きの際は、複数人で支出処理が適正に行われているかを確認するとともに、市で統一している各制度の支給予定日等のスケジュール管理を徹底する。